

## 5. 韓国におけるGMO表示制度の現況

足立恭一郎

### 1. 課題

本稿の課題は、韓国におけるGM農産物およびGM食品表示制度の現況を報告することにある。

周知のように、大統領制をとる韓国では政権交代によって外交、防衛問題をはじめ各種基本政策の方向が大きく変わる。食料・農業・農村に関する基本政策においても例外ではあり得ず、1993年2月を画期とする軍人政府から文民政府（金泳三政権）への移行、そして98年2月の国民政府（金大中政権）への移行に伴って、韓国農政はそれまでの単線的な「規模拡大・生産コスト削減」路線から、「親環境農業（Environmentally Friendly Agriculture）」路線へと方向を大きく転換している。

とりわけ、金大中政権下において初代農林部長官に起用された金成勳氏は2000年8月までの2年5ヵ月の在任期間中に「国民と共に在る開かれた農政」「『農・消・政』三位一体の農政」の実現を目指して様々な食料・農業・農村・農政改革を断行し、生産者団体からはもちろん、消費者団体、環境団体、マスコミからも「D」（金大中）政権において最も成功した閣僚<sup>1)</sup>との高い評価を受けた。

農林部長官への就任直前まで中央大学校・副総長（農業経済学）の職にあった金成勳氏は独自の農政哲学に基づいて①IMF危機克服対策（1998年上半期に集中的に実施）、②農業・農村発展計画（98年7月策定）、③主要野菜類に対する最低保証価格制度（98年10月より導入）、④親環境農業元年宣布（98年11月11日）、⑤消費者生活協同組合法（98年12月制定）、⑥農業基盤公社及び農地管理基金法（1999年1月5日制定）、⑦農水産物品質管理法（99年1月21日制定）、⑧農業・農村基本法（99年2月5日制定）、⑨親環境農業直接支払制度（99年度より導入）、⑩45兆ウォン農業・農村投融資計画（99年8月策定）、⑪農業協同組合法（99年8月13日制定）など<sup>2)</sup>、韓国農政のパラダイム転換の根幹をなす制度整備を精力的に行った<sup>3)</sup>。

本稿で報告するGM「農産物」表示制度はその一つである。保健福祉部・食品医薬品安全庁が所管するGM「食品」表示制度とは異なり、後述するように、GM「農産物」表示制度には表示義務化に誰よりも熱心だった、金成勳氏の意味が少なからず反映されているように思われて興味深い。

注1) 京郷新聞、2000年8月7日付。

2) 韓国農林部「国民の政府2年間の成果」(<http://www.maf.go.kr/>)。

3) 足立恭一郎「親環境農業路線に向かう韓国農政——農林部長官・大統領府主席インタビューから——」(『農林水産政策研究』No2, 2002年3月)。

## 2. 韓国におけるGMO表示制度

韓国におけるGMO表示制度の枠組は日本のそれに似ている。図1に示されるように、GM農産物表示は農林水産省に相当する「農林部」と「国立農産物品質管理院」が所管し、GM食品表示は厚生労働省・食品保健部に相当する「保健福祉部・食品医薬品安全庁」が所管しているが、大統領制をとる韓国においても縦割り行政の壁が存在するらしく、GM: Genetically Modified を農林部では「遺伝子변형: 変形」と韓国語訳し、食品医薬品安全庁では「遺伝子재조합: 再組合」と訳している。本稿では後者を「組み換え」と邦訳したが、両者の間にはGMOに対する微妙な認識の違いが見られ、すぐ後に示すように、それがそのまま表示制度および運用の違いとなって表れている。

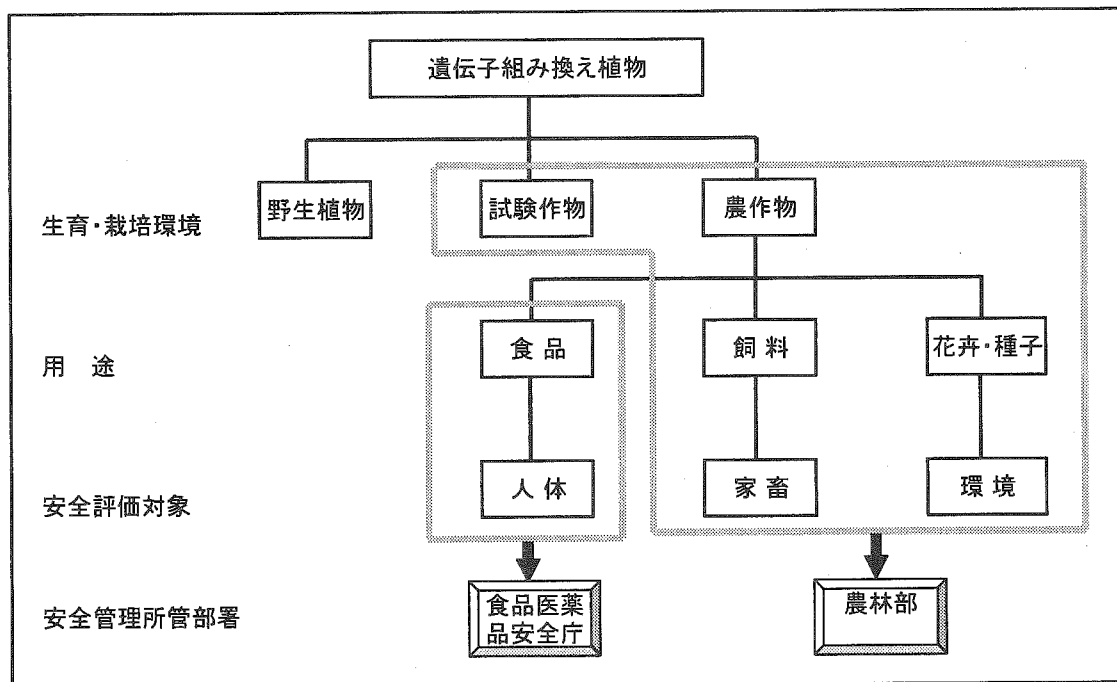


図1 遺伝子組み換え食品の用途別分類

資料：食品医薬品安全庁「遺伝子組み換え食品の表示方法」2000.2.11.

定義：遺伝子組み換え食品とは、遺伝子組み換え技術を利用して品種改良された動植物などを原料にした食品をいう。

### 2-1 GM農産物の表示制度

2001年7月、筆者は金成勳元農林部長官にインタビューし、GM農産物の表示義務化に踏み切った経緯を聞いた。

1999年11月に開催されたFAO総会に出席し、その帰路、18日にOECD本部にドナルド・ジョンストン事務総長を訪ね、OECD会員国（特にEU加盟国）のGMO問題に対する基本認識、政策現況等について情報収集を行った金成勳氏は「アメリカ等のGMO輸出攻勢への対抗軸として、食の安全性に高い関心をよせる韓国の消費者を味方につけ、親環境農業を育成して韓国農業の質的競争力を高めるためには『表示による差別化』を政

策的に図る必要がある」との持論に誤りのないことを確認。帰国後間もない11月22日、金氏はGM農産物表示制度を2001年3月1日から導入することをマスコミ発表し、関係部局に「遺伝子変形農産物表示要領（案）」の作成を急がせたという。

また、これに先だって、金成勳氏は「消費者の知る権利」「選択する権利」を保障するための法律、「農水産物品質管理法」を99年1月21日に制定（旧法改正・改称）して、GM農産物表示制度の導入の準備を行った。

### 2-1-1 表示基準及び罰則

稿末に付した資料1は金氏の指示を受けて1999年12月1日に農林部が提示した「表示要領（案）」を叩き台にして、その後、公聴会やインターネットを通じて寄せられた消費者・業界等の意見集約を行い、かつ、遺伝子変形農産物表示分科委員会の審議を経て2000年4月22日に制定・公示された「遺伝子変形農産物表示要領」の全文である。また資料2は同要領の根拠規定、資料3は根拠法である。これら3資料を要約すれば次のようになる。

1. 農林部は『遺伝子変形農産物表示要領』を確定し、2001年3月1日から遺伝子変形農産物に関する表示制度を施行する。
2. 農林部が告示した『遺伝子変形農産物表示要領』の内容は次のとおり。
  - 1) 表示対象品目：大豆、大豆もやし、トウモロコシ（2001年3月1日から施行）  
ジャガイモ（2002年3月1日から施行）  
※対象品目は検査技術の開発状況及び国内流通状況を考慮して拡大していく。
  - 2) 表示基準は以下のとおり。
    - ① 遺伝子変形農産物の場合：「**遺伝子変形（農産物名）**」と表示
    - ② 遺伝子変形農産物が含まれる場合：「**遺伝子変形（農産物名）を含む**」と表示
    - ③ 遺伝子変形農産物が含まれる可能性がある場合：  
「**遺伝子変形（農産物名）を含む可能性がある**」と表示
  - 3) 表示義務が免除される遺伝子変形農産物の「非意図的混入許容率」を3%とし、今後の検査技術及び国際動向などを考慮して、順次、1%水準まで下げていく。
3. 表示違反時の罰則
  - 1) 虚偽表示の場合：3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金
  - 2) 未表示、表示基準・方法違反、調査拒否・忌避の場合：1000万ウォン以下の過怠料

（資料：農林部食品産業課「報道資料」2000年4月22日）

韓国におけるGM農産物の「表示基準」及び「表示違反時における罰則」は、表1に示したように、日本のそれとの比較において、それぞれ“より単純明快”“より厳格”なものになっている。表示用語としては日本の「不分別」よりも「含む」又は「含む可能性がある」のほうが消費者に理解されやすいし、虚偽表示についても日本の「50万円以下の罰金」よりも「3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金」又は「1000万ウォン以下の過怠

表1 日韓 GMO 表示制度比較

	韓 国	日 本
<b>GM 農 産 物</b>	<b>遺伝子変形農産物表示制度</b>	<b>品質表示制度(生鮮食品)</b>
施行時期	2001年3月1日 根拠法:「農水産物品質管理法」第16条, 第17条 関連規定:遺伝子変形農産物表示要領:農林部	2001年4月1日 根拠法:「JAS法」平成11年法律第108号
表示対象品目	大豆, 大豆もやし, トウモロコシ, ジャガイモ	大豆(枝豆, 大豆もやしを含む), トウモロコシ, ジャガイモ, ナタネ, 綿実
非意図的混入許容率	3%以下(「区分生産・流通管理証明書」が必要)	5%以下(「分別生産流通管理」されたもの)
表示義務者	表示対象品目のGMO農産物の販売業者 (販売目的でGMO農産物を輸入・流通させる輸入業者及び中間販売業者等を含む)	表示対象品目のGMO農産物の販売業者 (販売目的でGMO農産物を輸入・流通させる輸入業者及び中間販売業者等を含む)
表示方法	<b>【義務表示】(表示例)</b> ①GMO農産物の場合 ⇒「遺伝子変形大豆」「遺伝子変形大豆を栽培したもやし」「遺伝子変形トウモロコシ」等 ②GMO農産物が含まれる場合 ⇒「遺伝子変形大豆を含む」「遺伝子変形大豆を栽培したもやしを含む」等 ③GMO農産物が含まれる可能性がある場合 ⇒「遺伝子変形大豆を含む可能性がある」「遺伝子変形大豆を栽培したもやしを含む可能性がある」「遺伝子変形トウモロコシを含む可能性がある」等 <b>【GMO表示をしない場合】(使用原材料)</b> 1)遺伝子変形農産物がまったく含まれない場合(国産) 2)遺伝子変形農産物が3%以上混入しないよう「区分管理」した場合:「区分生産管理証明書」「区分流通管理証明書」が必要 <b>【GMO表示をしない場合】(使用原材料)</b> 1)遺伝子変形農産物がまったく含まれない場合(国産) 2)遺伝子変形農産物が3%以上混入しないよう「区分管理」した場合:「区分生産管理証明書」「区分流通管理証明書」が必要	<b>【義務表示】(表示例)</b> ①分別生産流通管理が行われたGMO農産物の場合 ⇒「大豆(遺伝子組換え)」等 ②GMO農産物と非GMO農産物が不分別の場合 ⇒「大豆(遺伝子組換え不分別)」等 <b>【任意表示】(使用原材料)</b> 1)遺伝子変形農産物がまったく含まれない場合(国産) 2)分別生産流通管理が行われた非GMO農産物の場合(但し, 非意図的GMO混入率5%以下) ⇒「大豆(遺伝子組換えでない)」等
表示違反時の罰則	①虚偽表示の場合 ⇒3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金 ②未表示(表示をしなかった)場合, 表示基準・表示方法違反, 調査拒否・忌避の場合 ⇒1000万ウォン以下の過怠料	○JAS法第19条の9の規定に基づき, 農林水産大臣は1)当該販売業者に対して, 表示事項を表示し, 又は遵守事項を遵守すべき旨を指示 2)その指示に従わない場合は, その旨を公表 3)それでも指示に係る措置をとらない場合は, <b>50万円以下の罰金</b> (引用:農水省「生鮮食品品質表示基準Q&A」(2000年4月))
<b>GM 食 品</b>	<b>遺伝子組み換え食品等表示基準</b>	<b>遺伝子組換え食品表示基準&amp;品質表示制度(加工食品)</b>
施行時期	2001年7月13日 根拠法:「食品衛生法」第10条第1項 関連規定:食品医薬品安全庁「遺伝子組み換え食品等の表示基準」	2001年4月1日 根拠法令①「食品衛生法」第11条, 「施行規則」第5条 ②「JAS法」平成11年法律第108号
非意図的混入許容率	未設定 (当量は, GMO農産物と同じ3%以下)及び「区分生産流通管理証明書」の具備, を準用する)	5%以下(「分別生産流通管理」されたもの)
表示対象品目	製造・加工後においても遺伝子組み換えDNA又は外来蛋白質が残留する, 以下の27品目 (遺伝子変形農産物であることを表示すべき農産物を主原材料として1種以上(上位5種類中)使用して製造・加工されたもの) ↓ (1)きな粉, (2)トウモロコシ粉, (3)大豆又はきな粉を含有する加工品, (4)トウモロコシ又はトウモロコシ粉を含有する加工品, (5)大豆缶詰, (6)トウモロコシ缶詰, (7)パン及び餅類, (8)乾果類, (9)豆腐, (10)加工豆腐, (11)揚豆腐, (12)豆乳類, (13)嬰兒用調整食, (14)成長期用調整食, (15)嬰兒・乳児用穀類調整食, (16)その他嬰兒・乳児食, (17)栄養補充用食品, (18)味噌, (19)コチュジャン, (20)チョンクジャン(清趣味噌), (21)混合味噌, (22)チオリム類(コチュジャンを使用した煮物), (23)味噌玉麹, (24)トウモロコシ澱粉, (25)ポップコーン用トウモロコシ加工品, (26)その他大豆・トウモロコシ及び大豆もやしを主要原材料に使用した食品, (27)その他第1号ないし第26号の食品を主要原材料に使用した食品。	製造・加工後においても遺伝子組み換えDNA又はこれによって生じた蛋白質が残留する, 以下の30品目 (原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので, かつ, 原材料の重量に占める割合が5%以上のもの) ↓ (1)豆腐・油揚げ類, (2)凍豆腐, おから及びゆば, (3)納豆, (4)豆乳類, (5)味噌, (6)大豆煮豆, (7)大豆缶詰・瓶詰, (8)きな粉, (9)大豆いり豆, (10)1〜9に掲げるものを主な原材料とする食品, (11)大豆(調理用)を主な原材料とする食品, (12)大豆粉を主な原材料とする食品, (13)大豆蛋白質を主な原材料とする食品, (14)枝豆を主な原材料とする食品, (15)大豆もやしを主な原材料とする食品, (16)コーンスナック菓子, (17)コーンスターチ, (18)ポップコーン, (19)冷凍トウモロコシ, (20)トウモロコシ缶詰・瓶詰, (21)コーンフラワーを主な原材料とする食品, (22)コーングリッツを主な原材料とする食品(コーンフレークを除く), (23)トウモロコシ(生食用)を主な原材料とする食品, (24)16〜20に掲げるものを主な原材料とする食品, (25)冷凍ジャガイモ, (26)乾燥ジャガイモ, (27)ジャガイモ澱粉, (28)ポテトスナック菓子, (29)25〜28に掲げるものを主な原材料とするもの, (30)ジャガイモ(調理用)を主な原材料とするもの。 <b>高オレイン酸大豆を主な原材料とするもの</b>
表示義務者	食品衛生法施行令第7条の規定による食品製造・加工業, 即席販売・加工業, 食品添加物製造業, 食品小分け業, 流通専門販売業又は食品等輸入販売業者を営む者	対象農産物を原材料とする加工食品の輸入業者, 製造業者, 加工包装業者, 販売業者
表示方法	<b>【義務表示】(表示例)</b> ①GMO食品等の表示 ⇒「遺伝子組み換え食品」 ②GMO食品等が含まれる場合 ⇒「遺伝子組み換え○を含む食品」 ③GMO食品等の有無が確認できない場合 ⇒「遺伝子組み換え○を含む可能性がある」 <b>【GMO表示をしない場合】(使用原材料)</b> 1)遺伝子変形農産物がまったく含まれない場合(国産) 2)遺伝子変形農産物が3%以上混入しないよう「区分管理」した場合:「区分生産管理証明書」「区分流通管理証明書」が必要	<b>【義務表示】(表示例)</b> ①原材料:分別生産流通管理が行われたGMO農産物の場合 ⇒「大豆(遺伝子組換え)」等 ②原材料:GMO農産物と非GMO農産物が不分別の場合 ⇒「大豆(遺伝子組換え不分別)」等 <b>【任意表示】(使用原材料)</b> 1)遺伝子変形農産物がまったく含まれない場合(国産) 2)分別生産流通管理が行われた非GMO農産物の場合(但し, 非意図的GMO混入率5%以下) ⇒「大豆(遺伝子組換えでない)」等
表示違反時の罰則	○食品衛生法の規定により, 行政指導を行い, 従わない場合は <b>2年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金</b> (今後, 「2年以下の懲役又は2000万ウォン以下の罰金」に改訂の予定)	①食品衛生法の規定により, 行政指導を行い, 従わない場合は <b>6ヵ月以下の懲役又は3万円以下の罰金</b> ②JAS法違反 ⇒ GMO農産物と同様, <b>50万円以下の罰金</b>

資料:韓国:①「農水産物品質管理法」, 農林部「遺伝子変形農産物表示要領」, ②保健福祉部・食品医薬品安全庁「遺伝子組み換え食品等表示基準」  
③農林部・食品医薬品安全庁「GMO表示制度管理現況及び計画」  
日本:①農水省総合食料局品質課監修『一目でわかる改正JAS法』平成13年改訂版, ②厚生労働省・医薬局食品保健部「遺伝子組換え食品に関する表示について」

料（過料）」のほうが遙かに厳しいこと、改めて言及するまでもない。

韓国のGM農産物表示制度には、冒頭にも触れたように、金成勳氏の意味（農政改革理念）が反映されているように思われる。「農民は高品質で安全な農産物の生産など消費者ニーズに合った環境親和的な農業（親環境農業）に転換する。消費者は安全性に優れた国産農産物の消費（愛農運動）を通じて農業・農村に対する認識と支持を高める。そして政府は農民支援と消費者啓発に必要な諸施策を整備実行する。このような農民、消費者、政府、三位一体の協力体制が確立すれば、厳しいWTO体制の下でも韓国農業は生き残ることができる」<sup>4)</sup>との持論を政策に反映させ実践する「学者」農林部長官・金成勳氏の存在を考慮するとき、韓国におけるGM農産物表示制度の「政策的位置づけ」が理解できる。

### 2-1-2 GM農産物表示制度の実施現況

制度は適正に実施されなければ意味がない。GM農産物表示制度を実効あるものにするため、農林部は以下の手順に基づいて同制度を実施している<sup>5)</sup>。

1. 農林部は遺伝子変形農産物（GMO）に対する表示制度を2001年3月1日から施行する。  
ただし、この新しい制度を無理なく定着させるため、施行当初6ヶ月間は指導・啓蒙を中心に取り締まりを実施する。  
⇒ 同期間中は、輸入段階からGMOを「区管理」した証明書を確認する「社会的検証体制」を中心に運用するモニタリング方法により取り締まる。
2. 制度の実効を担保するため、関連法令を改正して取締公務員に**司法警察権**を附与し、取締班を編成して指導・取り締まりを実施する。  
⇒ 「司法警察官吏の職務を行う者とその職務範囲に関する法律」の改正：2000年12月29日  
・司法警察権の附与：372名（2001年2月5日現在）  
・**GMO表示取締班**の編成：2人1組（346班692名）  
（うち、機動取締班32班64名、常駐取締班314班628名）
3. GMO表示に対する取り締まりは、国立農産物品質管理院の取締員が表示義務対象業者を訪問し、「①表示状態及び取引票など関連書類を確認の後、②疑わしい場合は現場で試料を収去してGMO混入の有無に関する**簡易検査**を実施し、③陽性反応が出た場合は当該試料を国立農産物品質管理院試験研究所に精密検査を依頼する」体制の下に運用する。  
⇒ 「表示調査実施要領」制定：国立農産物品質管理院例規第133号：2000年11月22日  
⇒ 「試料収去及び検査方法」制定：国立農産物品質管理院告示第2001-1号：2001年1月30日
4. 持続的・定期的な表示調査及び取り締まりを実施する。  
⇒ 特別市・広域市地域：週2回以上、定期調査  
一般市地域：週1回以上、定期調査  
郡地域：月2回以上、定期調査

そして、GM農産物表示制度実施後（2001年3月1日～6月22日）の調査取締の結果

は、以下のものであった。

### 1. 調査実績

・調査業者（店舗）数：32,644カ所（大型流通・製造・販売・種苗業者など）

### 2. 検査実績

#### 1) 簡易検査結果（1,707点）

- ・韓国産 384点（大豆239, 大豆もやし120, トウモロコシ25）：陽性反応なし
- ・米国産 249点（大豆191, 大豆もやし19, トウモロコシ39）：陽性18点（大豆17, トウモロコシ1）
- ・中国産1,055点（大豆619, 大豆もやし434, トウモロコシ2）：陽性反応なし
- ・その他 19点（大豆13, 大豆もやし3, トウモロコシ3）：陽性反応なし

#### 2) 精密検査結果（22点）

- ・米国産18点（大豆17, トウモロコシ1）のうち、GMO混入率が3%を超えたもの14点（大豆13, トウモロコシ1）

このほか、農林部は63,198名（流通業者・消費者・公務員等）に対して教育・研修を行い、新聞（102回）・テレビ（100回）・ラジオ（161回）等を通じて、或いは、広報パンフレット（18,000部）・ビラ（85,000枚）・店頭表示板（27,000枚）等を通じてGM農産物表示制度の円滑な定着を図ろうとしている。

## 2-2 GM食品の表示制度

比較的早い時期からGMO表示制度の導入準備を進めていた農林部とは異なり、食品の表示問題を所管する保健福祉部・食品医薬品安全庁の腰は重かった。金成勳氏は「農林部に先を越されたため、洪々重い腰を上げた」と指摘している<sup>6)</sup>。

とはいえ、「バイテク多国籍企業等との癒着が公然と知られる米国FDAの主張をそのまま受け入れて『GMOの安全性に問題はない』と繰り返す食薬庁は、我が国の国民のための機関なのか、それとも米国企業のための機関なのか甚だ疑わしい」<sup>7)</sup>と韓国を代表する農業関連の民間シンクタンク・韓国農漁村社会研究所（1985年設立）から批判された食品医薬品安全庁ではあったが、①2000年1月13日に「食品衛生法」第10条に「遺伝子組み換え食品表示根拠条項」を新設し、②2000年8月30日には「遺伝子組み換え食品等表示基準」（資料4）を告示して消費者・市民団体等の批判に応え、表1に示した内容のGM食品表示制度を2001年7月13日から施行している。

当初、農林部と食品医薬品安全庁の足並みが乱れたが、その後、両者共同の「GMO表示制度実務協議会」<sup>8)</sup>が設置されて業務協力体制づくりが進み、両GMO表示制度間の整合化が図られつつある<sup>9)</sup>。

注4) 金成勳「21世紀農政改革の方向と政策課題」（「第7回全国農学系大学教授シンポジウム」レジュメ、1999年）及び農林部「2000年度親環境農業育成政策の概要」より、要約・引用。

5) 農林部GMO対策室「広報資料」（2001年2月）及び国立農産物品質管理院「GMO表示制度の導入：背景と経過」（2001年2月）より、抜粋・引用。

- 6) 足立恭一郎, 前掲「親環境農業路線に向かう韓国農政」。
- 7) 韓国農漁村社会研究所 (<http://www.Agri-korea.or.kr/gmo/gmoq&a.htm>)
- 8) 農林部・食品医薬品安全庁「GMO表示制度管理現況及び計画」, 2001年6月。
- 9) 表示用語「遺伝子変形」と「遺伝子組み換え」との統一はまだ図られていないが、「含む」「含む可能性がある」など、消費者に分かりやすい表現を使用することについては統一され、また、GMO表示に対する調査・取締方法も整合化がはかられている。

### 3. 結 語

以上、韓国におけるGM農産物およびGM食品表示制度を概観した。表示制度の導入がGM農産物・食品の輸入・流通・消費等に与える影響等については、導入後の日が浅く、十分な資料が得られなかった。次稿の課題としたい。

## 遺伝子変形農産物表示要領

(仮訳：足立恭一郎)

農水産物品質管理法施行令第26条及び第27条の規定に基づき、遺伝子変形農産物表示要領を次のとおり制定したので告示する。

2000年4月22日

農林部長官

### 第1条 (目的)

この要領は、農水産物品質管理法施行令（以下「施行令」という）第26条及び第27条の規定に基づき、遺伝子変形農産物の表示対象品目、細部表示基準、表示方法等について規定することを目的とする。

### 第2条 (用語の定義)

この要領において使用する用語の定義は次の各号のとおりである。

1. 「遺伝子組み換えDNA」とは、細胞内において人為的に操作されたDNAをいい、「遺伝子組み換え技術」とは、酵素などを利用して遺伝子組み換えDNAを作ったり、当該DNAを宿主内で増殖させる目的で遺伝子組み換えDNAを宿主に組み入れる技術などをいう。
2. 「農産物」とは、粉碎、切断、圧搾、加熱などの加工を施さない原形を維持した状態の農産物をいう。但し、もやしについては、切断した場合を含める。
3. 「遺伝子変形農産物」とは、遺伝子組み換え技術によって導入された外来DNAによって遺伝物質が変形された生物体から生産された農産物をいう。

### 第3条 (表示対象品目)

施行令第26条第1項第3号の規定による、遺伝子変形農産物の表示対象品目は次の各号とする。

1. 大豆
2. トウモロコシ
3. 大豆もやし
4. ジャガイモ



#### 第4条（表示基準）

- ①施行令第27条第3項の規定による、遺伝子変形農産物の細部表示基準は次の各号のとおりである。
1. 遺伝子変形農産物の場合は「遺伝子変形（農産物名）」と表示する。但し、遺伝子変形大豆を栽培した「もやし」の場合は「遺伝子変形（大豆を栽培したもやし）」と表示する。
  2. 遺伝子変形農産物が含まれる場合は「遺伝子変形（農産物名）を含む」と表示する。但し、遺伝子変形大豆が含まれた大豆を栽培した「もやし」の場合は「遺伝子変形（大豆を栽培したもやし）を含む」と表示する。
  3. 遺伝子変形農産物を含む可能性がある場合は「遺伝子変形（農産物名）を含む可能性がある」と表示する。但し、遺伝子変形大豆を含む可能性がある大豆を栽培した「もやし」の場合は「遺伝子変形（大豆を栽培したもやし）を含む可能性がある」と表示する。
- ②遺伝子変形ではない農産物を区分して生産・流通した場合であっても、非意図的な遺伝子変形農産物の混入が発生しうる点を考慮し、遺伝子変形農産物の混入が3%以下の場合には第1項第2号及び第3号の規定による表示義務を免除することができる。但し、この場合、遺伝子変形ではない農産物を区分管理したことを証明する証明書を揃えなければならない。

#### 第5条（表示方法）

施行令第27条第3項の規定による遺伝子変形農産物の細部表示方法については、当該農産物の包装及び販売場所などにおいて、次の各号の方法によるものとする。

1. 包装して販売する場合
  - ア. 包装材への直接表示を原則とし、最終購買者が容易に判読できる活字体で、わかりやすい位置に、表示が容易に消されたり剥げ落ちない方法によって表示する。
  - イ. 字の大きさは、購買者にわかりやすい大きさとする。
2. 包装せずに販売する場合
  - ア. 標識・案内表示板等によって販売場所に表示する。その場合、購買者が容易に判読できる活字体で、わかりやすい位置に表示する。但し、最終消費者への販売ではなく、かつ、販売場所での表示が困難な場合は送り状に表示できる。
  - イ. 字の大きさは、購買者にわかりやすい大きさとする。

#### 第6条（調査業務担当機関等）

- ①施行令第32条第3項及び第27条第4項の規定により、国立農産物品質管理院は遺伝子変形農産物表示に関する調査業務を担当し、調査過程において必要な試料を収去して当該試料の検査を行うことができる。但し、国立農産物品質管理院はこの要領の施行日から1年間、試料検査を農村振興庁農業科学技術院に依頼することができる。

- ②試料の検査方法は国際的に通用する方法とし、細部検査方法及び試料収去方法については国立農産物品質管理院長が定めて告示する。

#### **第7条（細部実施要領等）**

- ①国立農産物品質管理院長は、この要領の運用に必要な細部実施要領を制定・施行できる。
- ②第3条の規定による表示対象品目は、遺伝子変形農産物の検査技術開発状況及び国内流通状況などを考慮し適宜拡大する。
- ③第4条第2項の規定による「表示義務を免除」する遺伝子変形農産物の「非意図的混入許容値」は、検査技術の精密度及び国際動向などを考慮し、順次的に1%水準にまで引き下げる。

#### **附属規定**

- ①この要領は2001年3月1日から施行する。
- ②第3条の表示対象品目のうち、ジャガイモについては2002年3月1日から適用する。

農 水 産 物 品 質 管 理 法 ( 抜 粹 )

(仮訳：足立恭一郎)

**第 16 条 (遺伝子変形農水産物の表示)**

- ①農林部長官又は海洋水産副長官は、消費者に正しい購買情報を提供するために必要と大統領令が定めた場合、遺伝子変形農水産物を販売する者に対して、遺伝子変形農水産物であることを表示させなければならない。
- ②第 1 項の規定により遺伝子変形農水産物であることを表示することになった農水産物を販売する者は、当該農水産物について、遺伝子変形農水産物の表示をしなければならない。
- ③第 1 項の規定に基づく遺伝子変形農水産物表示対象品目、表示基準及び表示方法等に関する必要事項は大統領令で定める。

**第 17 条 (虚偽表示等の禁止)**

第 15 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定により原産地表示を行うことになった農水産物又はその加工品を販売・加工する者、又は、遺伝子変形農水産物表示を行うことになった農水産物を販売する者は、次の各号の行為をしてはならない。

1. 原産地又は遺伝子変形農水産物について、虚偽表示又は混乱をきたす紛らわしい表示をする行為。
2. 原産地又は遺伝子変形農水産物表示を誤認させる目的をもって、その表示を損傷・変更する行為。
3. 原産地を偽装して販売したり、原産地表示を行った農水産物又はその加工品に他の農水産物又は加工品を混合して販売もしくは販売目的をもって保管又は陳列する行為。
4. 遺伝子変形農水産物表示を行った農水産物に他の農水産物を混合して販売もしくは販売目的をもって保管又は陳列する行為。

**第 18 条 (原産地表示等の調査)**

- ①農林部長官又は海洋水産副長官は、第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の規定による原産地又は遺伝子変形農水産物の表示の当否、表示事項及び表示方法等の適正性を確認するため、大統領令の規定に基づき、定期的に関係公務員に原産地表示対象農水産物・同加工品又は遺伝子変形農水産物表示の対象農水産物を収去し、調査させなければならない。

但し、農水産物流通量が顕著に増加する時期など必要な時には、随時、調査させることができる。

- ②第1項の規定により、収去又は調査する時は、原産地表示対象農水産物・同加工品を販売・加工する者又は遺伝子変形農水産物を販売する者は、正当な事由なくこれを拒否・妨害又は忌避してはならない。
- ③第1項の規定により、原産地表示対象農水産物・同その加工品又は遺伝子変形農水産物表示対象農水産物の収去又は調査を行う公務員は、その権限を証明する身分証明書をその関係者に提示しなければならない。

### 第34条（権限の委任・委託）

- ①本法に規定する農林部長官又は海洋水産副長官の権限は、大統領令の規定に基づき、その一部を所属機関の長、山林庁長、特別市長・広域市長・道知事、市長・郡守又は自治区の区庁長に委任することができる。
- ②農林部長官または海洋水産副長官は第27条の規定による検査業務を、大統領令の規定により、生産者団体、政府投資機関、政府外郭機関又は農林水産関連法人に委託することができる。
- ③第2項の規定によって委託された業務に従事する生産者団体等の役員・職員、第7条に規定する品質認証業務に従事する生産者団体の役員・職員、及び第26条に規定する検査業務に従事する生産者団体等の役員・職員は、刑法第129条及び第132条の適用において、これを公務員と見做す。

### 第35条（罰則）

次の各号の1に該当する者は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

1. ～2. 省略
3. 第17条の各号の規定に違反した者。
4. ～5. 省略

### 第37条（両罰規定）

法人の代表者、法人及び個人の代理人・使用人・その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第35条又は第36条の違反行為を行った場合は、当該行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条項の罰金刑を科す。

### 第38条（過怠料）

- ①次の各号の1に該当する者は1千万ウォン以下の過怠料に処する。
  1. 省略
  2. 第15条第2項又は第16条第2項の規定に違反して原産地又は遺伝子変形農水産物の表示を行わなかった者。

3. 第 15 条第 3 項又は第 16 条第 3 項の規定に基づく原産地表示方法又は遺伝子変形農水産物表示方法に違反した者。

4. 省略

②第 1 項の規定による過怠料は、大統領令の規定により、農林部長官又は海洋水産副長官が賦課・徴収する。

農水産物品質管理法施行令（抜粋）

（仮訳：足立恭一郎）

**第 26 条（遺伝子変形農水産物の表示対象品目）**

①法（農水産物品質管理法）第 16 条第 3 項の規定による遺伝子変形農水産物の表示対象品目は、次の各号の 1 に該当する農水産物の中から農林副長官又は海洋水産副長官が指定・告示する品目とする。

1. 既存の農水産物と構成成分、栄養価、用途、アレルギー反応等の特性が異なることが判明した品目。
2. 人間の遺伝子を植物又は動物に導入した農水産物など、倫理的な問題が提起される品目。
3. その他、農林部長官又は海洋水産副長官が、消費者に正しい購買情報を提供するために必要と認める品目。

②第 1 項に規定された表示対象品目以外の遺伝子変形農水産物については、遺伝子変形農水産物であることを自律的に表示できる。また、遺伝子変形農水産物でない農水産物については、遺伝子変形農水産物でないことを自律的に表示できる。

**第 27 条（遺伝子変形農水産物の表示基準等）**

①法第 16 条第 3 項の規定による遺伝子変形農水産物の表示基準は次の各号のとおりである。

1. 遺伝子変形農産物等は「遺伝子変形農産物（林産物又は畜産物）」と表示し、遺伝子変形農産物が含まれる農産物等は「遺伝子変形農産物（林産物又は畜産物）を含む」と表示する。この場合、第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の品目については、既存の農産物等と異なる特性又は倫理的な問題が提起される特性についても、それぞれ表示しなければならない。
2. 遺伝子変形水産物は「遺伝子変形水産物」と表示し、遺伝子変形水産物が含まれる水産物は「遺伝子変形水産物を含む」と表示する。この場合、第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の品目については、既存の水産物と異なる特性又は倫理的な問題が提起される特性についても、それぞれ表示しなければならない。

②法第 16 条第 3 項の規定による遺伝子変形農水産物の表示方法については、当該農水産物の包装・容器の表面又は販売場所等に次の各号の方法により、その事実を表示するものとする。

1. 最終購買者が容易に判読できる活字体で表示すること。
2. わかりやすい位置に表示すること。
3. 表示が容易に消されたり、落ちない方法で表示すること。
- ③第1項及び第2項の規定による遺伝子変形農水産物の表示基準及び表示方法に関する細部事項は、農林部長官又は海洋水産副長官が制定・告示する。
- ④農林部長官又は海洋水産副長官は、遺伝子変形農水産物かどうかを判定するため、必要な場合には、試料の検査機関を指定・告示できる。

### 第32条（権限の委任）

- ①, ② 省略
- ③農林部長官は法第34条の規定により、次の各号の権限を国立農産物品質管理院長に委任する。
  1. ～6. 省略
  7. 法第18条の規定による農産物等及び同加工品の原産地表示に関する調査及び遺伝子変形農産物等の表示に関する調査。
  8. ～10. 省略
- ④, ⑤ 省略
- ⑥山林庁長・国立農産物品質管理院長又は国立水産物検査所長はこの令の規定によって委任を受けた権限の一部を所属機関の長に、また、特別市長・広域市長又は道知事はこの令の規定によって委任を受けた権限の一部を市長・郡守又は自治区の区庁長に委任できる。

### 第33条（過怠料の賦課）

- ①農林部長官又は海洋水産副長官（以下「賦課権者」という）は法第38条の規定に基づいて過怠料を賦課する場合、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実と過怠料金額等を書面に明記し、これを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。
- ②賦課権者は、第1項の規定によって過怠料を賦課しようとする場合、10日以上の間を定めて過怠料処分対象者に口述または書面による異議申し立ての機会を与えるものとする。この場合、指定された期日までに異議申し立てがなければ、異議がないものと見做す。
- ③賦課権者は過怠料の金額を定めるにあたり、当該違反行為の動機及びその結果等を参酌する。その賦課基準は別表3のとおりとする。
- ④過怠料の徴収手順は農林部令又は海洋水産部令において定める。

## 遺伝子組み換え食品等表示基準

(仮訳：足立恭一郎)

### 第1条(目的)

この告示は、食品衛生法(以下「法」という)第10条第1項の規定に基づき、生物遺伝子中の有用遺伝子を取り出して他の生命体の遺伝子と結合させる等の遺伝子組み換え技術を活用して栽培・育成された農・畜・水産物等を原材料にして製造・加工された食品又は食品添加物の表示に関する事項を規定し、もって消費者に正しい情報を提供することを目的とする。

### 第2条(用語の定義)

この告示において使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「遺伝子組み換え食品等」とは、遺伝子組み換え技術を活用して栽培・育成された農・畜・水産物等を原材料にして製造・加工された食品又は食品添加物をいう。
2. 「原材料」とは、人為的に加える精製水を除く食品又は食品添加物の製造・加工・調理に使用される物質であって、最終製品内に残存するものをいう。
3. 「主表示面」とは、容器・包装の表示面のうち、商標、ロゴ等が印刷され、消費者が食品又は食品添加物を購入する際に通例的に見る表示面をいう。
4. 「主要原材料」とは、食品又は食品添加物の製造・加工に使用した原材料のうち、使用量の多い5種類の原材料をいう。

### 第3条(表示対象品目)

表示対象食品又は食品添加物(輸入食品又は食品添加物を含む。以下同様)とは、農水産物品質管理法第16条の規定により遺伝子変形農水産物であることを表示すべき農水産物を主要原材料として1種以上使用して製造・加工された食品又は食品添加物のうち、製造・加工後においても遺伝子組み換えDNA又は外来蛋白質が残存する次の各号の1に該当する食品をいう。表示対象食品に係る以下の分類は、法第7条の規定による食品の基準及び規格に基づく。

1. 一般加工食品の豆類加工品のうち、きな粉
2. 一般加工食品の穀類加工品のうち、トウモロコシ粉
3. 一般加工食品のうち、大豆又はきな粉を含有する豆類加工品
4. 一般加工食品のうち、トウモロコシ又はトウモロコシ粉を含有する穀類加工品
5. 一般加工食品の豆類加工品のうち、大豆缶詰



6. 一般加工食品の穀類加工品のうち、トウモロコシ缶詰
7. 菓子類のうち、パン及び餅類
8. 菓子類のうち、乾果類
9. 豆腐類のうち、豆腐
10. 豆腐類のうち、加工豆腐
11. 豆腐類のうち、煎豆腐（揚豆腐）
12. 豆乳類
13. 特殊栄養食品のうち、嬰兒用調整食
14. 特殊栄養食品のうち、成長期用調整食
15. 特殊栄養食品のうち、嬰兒・乳児用穀類調整食
16. 特殊栄養食品のうち、その他 嬰兒・乳児食
17. 特殊栄養食品のうち、栄養補充用食品
18. 調味食品のうち、味噌
19. 調味食品のうち、コチュジャン（唐辛子味噌）
20. 調味食品のうち、チョングクジャン（清麴味噌）
21. 調味食品のうち、ホナプジャン（混合味噌）
22. キムチ・塩漬け食品のうち、チョリム類（コチュジャンを使用した煮物）
23. その他食品類のうち、味噌玉麴
24. その他食品類の澱粉のうち、トウモロコシ澱粉
25. その他食品類のうち、ポップコーン用トウモロコシ加工品
26. その他 大豆、トウモロコシ及び大豆もやしを主要原材料に使用した食品
27. その他 第1号ないし第26号の食品を主要原材料に使用した食品

#### 第4条（表示義務者）

遺伝子組み換え食品等の表示義務者は、食品衛生法施行令第7条の規定による食品製造・加工業、即席販売・加工業、食品添加物製造業、食品小分け業、流通専門販売業又は食品等輸入販売業を営む者とする。

#### 第5条（表示方法）

遺伝子組み換え食品等の表示方法は次のとおりである。

1. 遺伝子組み換え食品等の表示は消えないインク・刻印又は焼印などを使用し、消費者が容易に分かるよう、当該製品の容器・包装の地色と区別した色相の10ポイント以上の活字で表示しなければならない。
2. 遺伝子組み換え食品等の表示は、消費者に分かるよう、当該製品の主表示面に「遺伝子組み換え食品」又は「遺伝子組み換え〇〇を含む食品」と表示したり、製品に使用された農水産物原料名のすぐ後に括弧書きで「遺伝子組み換え」又は「遺伝子が組み換えられた〇〇」と表示しなければならない。

3. 遺伝子組み換えの有無が確認できない場合は、当該製品の主表示面に「遺伝子組み換え〇〇を含む可能性がある」と表示したり、当該製品原材料名のすぐ後に括弧書きで「遺伝子組み換え〇〇を含む可能性がある」と表示することができる。

#### 第6条（表示事項の適用特例）

次の各号の1に該当する場合は第5条の規定に拘わらず、次のように表示することができる。

1. 即席販売製造・加工業の業者がその製造・加工した遺伝子組み換え食品を自ら陳列・販売する場合、遺伝子組み換え食品表示事項を陳列箱に表示したり、別途表示板に記載して掲示する時は個々の製品別表示を省略することができる。
2. 豆腐類を運搬用衛生箱を使用して販売する場合、その衛生箱に遺伝子組み換え食品表示事項を表示したり、別途表示板に記載して掲示する時は個々の製品別表示を省略することができる。
3. 製品包装の特性上、インク・刻印又は焼印などにより遺伝子組み換え食品であることの表示が不可能な輸入食品又は食品添加物の場合、着脱できないステッカーを使用して表示することができる。

#### 附 則

この告示は2001年7月13日から施行する。